

神産企企第 44 号
平成 16 年 5 月 12 日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

神戸市長 矢 田 立 郎

構造改革特別区域の変更の認定申請書

平成 16 年 3 月 24 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画（先端医療産業特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法付則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1．変更事項

- ・ 別紙 1 「外国人研究者受入れ促進事業（501、502、503）」
- ・ 別紙 2 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）」

2．変更事項の内容

別添のとおり

神戸市「先端医療産業特区」変更案 新旧対照表

変更箇所	現行	変更案
<p><別紙1> 4「特定事業の内容」 (2) 特定研究機関等の概要</p>	<p>1) 略 2) 特定研究機関：<u>理化学研究所</u> 3) ~ 4) 略 5) 特定研究機関：<u>先端バイオテクノロジー-関連研究・人材育成拠点</u> 6) ~ 16) 略</p>	<p>1) 略 2) 特定研究機関：<u>独立行政法人理化学研究所</u> 3) ~ 4) 略 5) 特定研究機関：<u>神戸バイオテクノロジー-研究・人材育成センター</u> 6) ~ 16) 略 17) 特定研究機関：(株)メディビック （住所）東京都千代田区内幸町1-1-1 特定研究施設：同上 （住所）神戸市中央区港島南町5-5-2 神戸国際ビジネスセンター-北館6階ラボ 研究分野：バイオインフォマティクス 中核性の有無：中核施設 18) 特定研究機関：(株)カルディオ （住所）大阪市北区天満4-15-5 特定研究施設：同上 （住所）神戸市中央区港島南町1-5-4 神戸臨床研究情報センター-内ラボ 研究分野：再生医療・創薬の研究開発等を行う。 中核性の有無：中核施設 19) 特定研究機関：日本シエーリング(株) （住所）大阪市淀川区西宮原2-6-64 特定研究施設：同上 （住所）神戸市中央区港島南町1-5-5 神戸バイオテクノロジー創設センター-内ラボ 研究分野：再生医療 中核性の有無：中核施設 20) 特定研究機関：(株)トランスジェニック （住所）熊本県上益城郡上益城町田原1155-5 特定研究施設：(株)トランスジェニック神戸ラボ</p>

		(住所) 神戸市中央区港島南町7 研究分野: 遺伝子破壊マウスを用いた遺伝子情報の解析 中核性の有無: 中核施設
5「当該規制の特例措置の内容」	「神戸臨床研究情報センター」が完成し、「神戸大学インキュベーションセンター」や「先端バイオテクノロジー関連研究・人材育成拠点」の整備も決定しており、 進出または進出を決定している企業は53社にのぼる。	「神戸臨床研究情報センター」さらに、「神戸大学インキュベーションセンター」や「神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター」も完成し、 進出または進出を決定している企業は約60社にのぼる。
<別紙2> 4「特定事業の内容」 (2)特定研究機関等の概要	1) 略 2) 事業主体: <u>理化学研究所</u> 3) ~ 4) 略 5) 事業主体: <u>先端バイオテクノロジー関連研究・人材育成拠点</u> 6) ~ 16) 略	1) 略 2) 事業主体: <u>独立行政法人理化学研究所</u> 3) ~ 4) 略 5) 事業主体: <u>神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター</u> 6) ~ 16) 略 17) 実施主体: (株)メディビック (住所) 東京都千代田区内幸町1-1-1 実際に活動する施設: 同上 (住所) 神戸市中央区港島南町5-5-2 神戸国際ビジネスセンター北館6階ラボ 活動内容: 研究、技術 (当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。) 18) 実施主体: (株)カルディオ (住所) 大阪市北区天満4-15-5 実際に活動する施設: 同上 (住所) 神戸市中央区港島南町1-5-4 神戸臨床研究情報センター内ラボ 活動内容: 研究、技術 (当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

		<p>19) 実施主体：日本シエーリング(株) (住所) 大阪市淀川区西宮原 2 - 6 - 64 実際に活動する施設： 同上 (住所) 神戸市中央区港島南町 1 - 5 - 5 神戸バイオテクノロジー創造センター内ラボ 活動内容：研究、技術 (当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)</p> <p>20) 実施主体：(株)トランスジェニック(住所) 熊本県上益城郡上益城町田原 1155-5 実際に活動する施設：同上 (住所) 神戸市中央区港島南町 7 活動内容：研究、技術 (当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)</p>
<p>5「当該規制の特例措置の内容」</p>	<p>「神戸臨床研究情報センター」、さらに、「神戸大学インキュベーションセンター」や「<u>先端バイオテクノロジー関連研究・人材育成拠点</u>」の整備も決定しており、</p> <p>進出または進出を決定している企業は<u>53社</u>にのぼる。</p>	<p>「神戸臨床研究情報センター」、さらに、「神戸大学インキュベーションセンター」や「<u>神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター</u>」も完成しており、</p> <p>進出または進出を決定している企業は<u>約 60社</u>にのぼる。</p>